

議案第 号

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市下水道条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例
宝塚市下水道条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第13条の2第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市下水道条例(昭和49年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
(除害施設の設置等) 第13条の2 次の各号に掲げる項目に関しそれぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしてこれをしなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 前各号に掲げる項目以外の項目で、地方公共団体の条例により、公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められているもの(第4号に掲げる項目に類似した項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値又は状態 2・3 (略)	(除害施設の設置等) 第13条の2 次の各号に掲げる項目に関しそれぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしてこれをしなければならない。 (1)～(7) (略) (8) 前各号に掲げる項目以外の項目で、地方公共団体の条例により、公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められているもの(第4号に掲げる項目に類似した項目及び大腸菌数—を除く。) 当該排水基準に係る数値又は状態 2・3 (略)